

令和8年3月

令和7年における
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

目次

第1	概要	
1	全体の検挙状況	1
2	分野ごとの概況	2
3	今後の取組	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	7
3	ヤミ金融事犯	12
第3	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	15
2	その他の知的財産権侵害事犯	18
第4	国民の健康や環境等に対する事犯	
1	環境事犯	21
2	保健衛生事犯	24
3	その他の生活経済事犯の検挙事例	26
	用語の説明	27
第5	統計資料	
1	検挙状況等	
	(1) 利殖勧誘事犯	29
	(2) 特定商取引等事犯	29

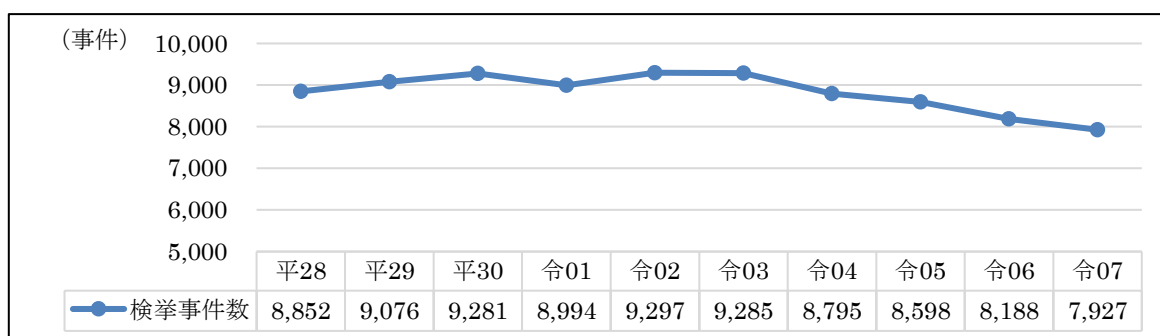
(3) ヤミ金融事犯	29
(4) 知的財産権侵害事犯	30
(5) 環境事犯	32
(6) 保健衛生事犯	33
(7) その他の生活経済事犯	34
(8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策	35
2 相談状況の調査結果	36

第1 概要

1 全体の検挙状況

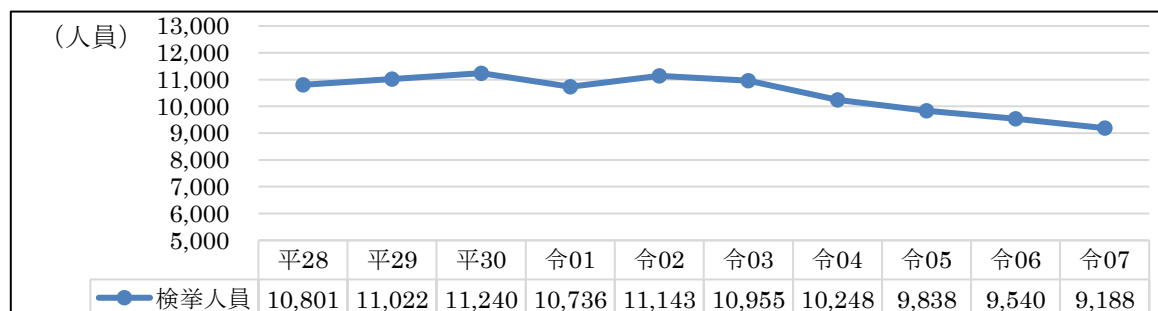
- 検挙事件数 7,927 事件（前年比-3.2%）、検挙人員 9,188 人（前年比-3.7%）で、いずれも令和3年以降減少している。
- 匿名・流動型犯罪グループの関与が認められる悪質リフォーム事犯が前年より増加した。

図表1 過去10年間における生活経済事犯の検挙事件数の推移



注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

図表2 過去10年間における生活経済事犯の検挙人員の推移



図表3 過去5年間における生活経済事犯の検挙状況の推移

		令03	令04	令05	令06	令07
利殖勧誘事犯	検挙事件数	46	37	43	49	40
	検挙人員	144	106	127	162	97
特定商取引等事犯	検挙事件数	106	111	108	113	133
	検挙人員	179	251	194	228	274
ヤミ金融事犯	検挙事件数	502	627	671	639	550
	検挙人員	598	708	732	710	595
知的財産権侵害事犯	検挙事件数	485	458	385	334	308
	検挙人員	547	520	468	433	371
環境事犯	検挙事件数	6,627	6,111	5,832	5,443	5,290
	検挙人員	7,648	6,945	6,513	6,128	5,950
保健衛生事犯	検挙事件数	251	209	257	278	222
	検挙人員	315	257	319	333	299
その他の生活経済事犯	検挙事件数	1,268	1,242	1,302	1,332	1,384
	検挙人員	1,524	1,461	1,485	1,546	1,602
合計	検挙事件数	9,285	8,795	8,598	8,188	7,927
	検挙人員	10,955	10,248	9,838	9,540	9,188

2 分野ごとの概況

(1) 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

ア 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数は前年より減少したが、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯は増加した。

イ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数は前年より増加し、訪問販売に関連した事犯の割合が多く、特に悪質リフォーム事犯が増加した。

ウ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は前年より減少したが、匿名・流動型犯罪グループが関与していた事犯の検挙がみられた。

(2) 知的財産権侵害事犯

- 商標権侵害事犯の検挙事件数は前年より減少し、著作権侵害事犯の検挙事件数は前年とほぼ同規模であった。
- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は前年より増加した。

(3) 国民の健康や環境等に対する事犯

- 環境事犯の検挙事件数は前年より減少した。
- 保健衛生事犯の検挙事件数は減少したが、米の密輸に係る植物防疫法違反等の検挙がみられた。
- その他の生活経済事犯の検挙事件数は前年より増加した。

3 今後の取組

- 関係機関・団体等と連携した被害実態等の情報収集を図るとともに、各種法令を活用した早期事件着手による取締りを推進する。
- 組織性を有する事犯に対する部門間及び都道府県警察間の連携を強化し、徹底した突き上げ捜査による首謀者の検挙及び犯罪グループの壊滅を図る。
- 被害の状況に応じた効果的な広報啓発活動等により被害の未然防止を推進する。

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

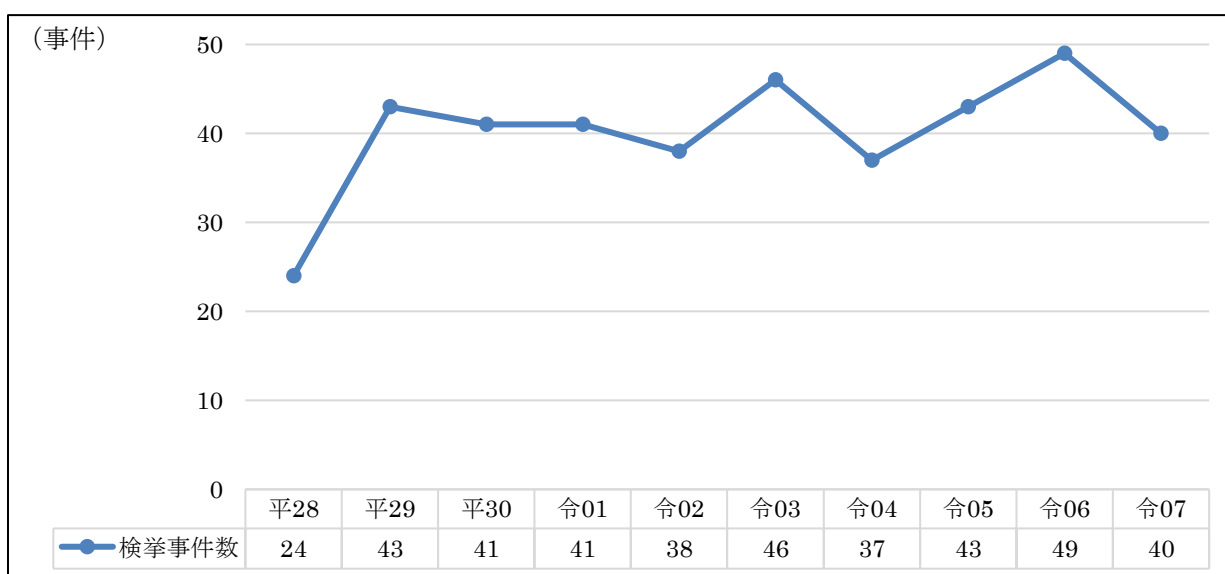
1 利殖勧誘事犯

(1) 検挙状況

令和7年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数は、40事件で前年より9事件（18.4%）減少し、検挙人員は、97人で前年より65人（40.1%）減少した。

検挙事件数を類型別にみると、17事件（42.5%）がFX等の国際金融取引や暗号資産関連事業等への投資運用をうたった集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯である。

図表4 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



図表5 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和6年及び令和7年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令06	令07	令06	令07	令06	令07	令06	令07	令06	令07
未公開株	1	1	6	3	0	0	227	2,000	3億800万円	110億円
公社債	1	3	25	12	1	3	1,300	5,543	80億円	472億1,294万円
集団投資スキーム （ファンド）	7	17	27	54	1	3	5,307	17,043	228億7,262万円	168億1,658万円
デリバティブ取引	10	1	31	1	3	0	73,785	1	1,379億8,989万円	130万円
上記以外の預り金	21	12	42	16	1	2	940	409	52億4,292万円	44億5,082万円
その他	9	6	31	11	2	2	4,569	396	31億8,871万円	14億535万円
合計	49	40	162	97	8	10	86,128	25,392	1,776億215万円	808億8,701万円

注1 類型の凡例

- ・未公開株：未公開株を商材とした事犯
- ・公社債：公社債を商材とした事犯
- ・集団投資スキーム（ファンド）：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯
- ・デリバティブ取引：商品先物取引、FX、暗号資産、バイナリーオプション、CO₂排出権に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯
- ・上記以外の預り金：勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。
- ・その他：上記以外の利殖勧誘事犯

注2 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

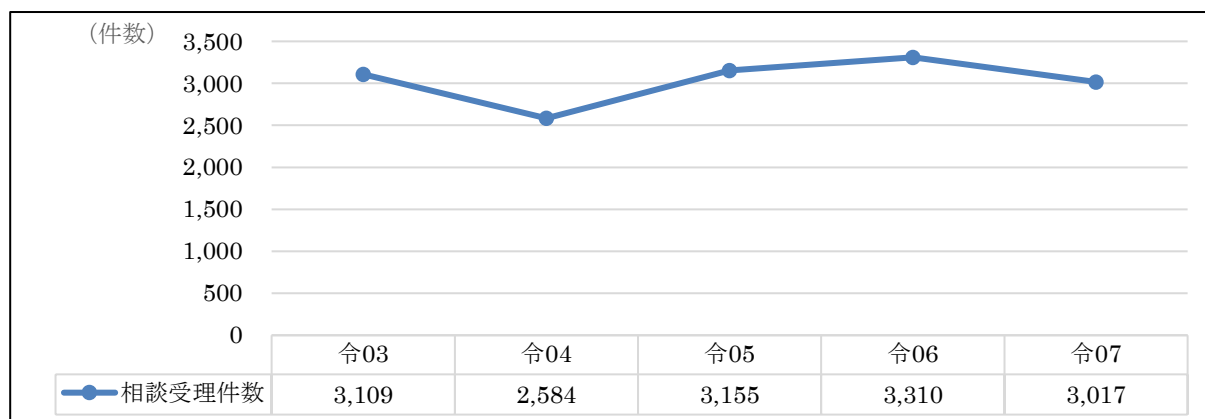
注3 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 相談受理状況

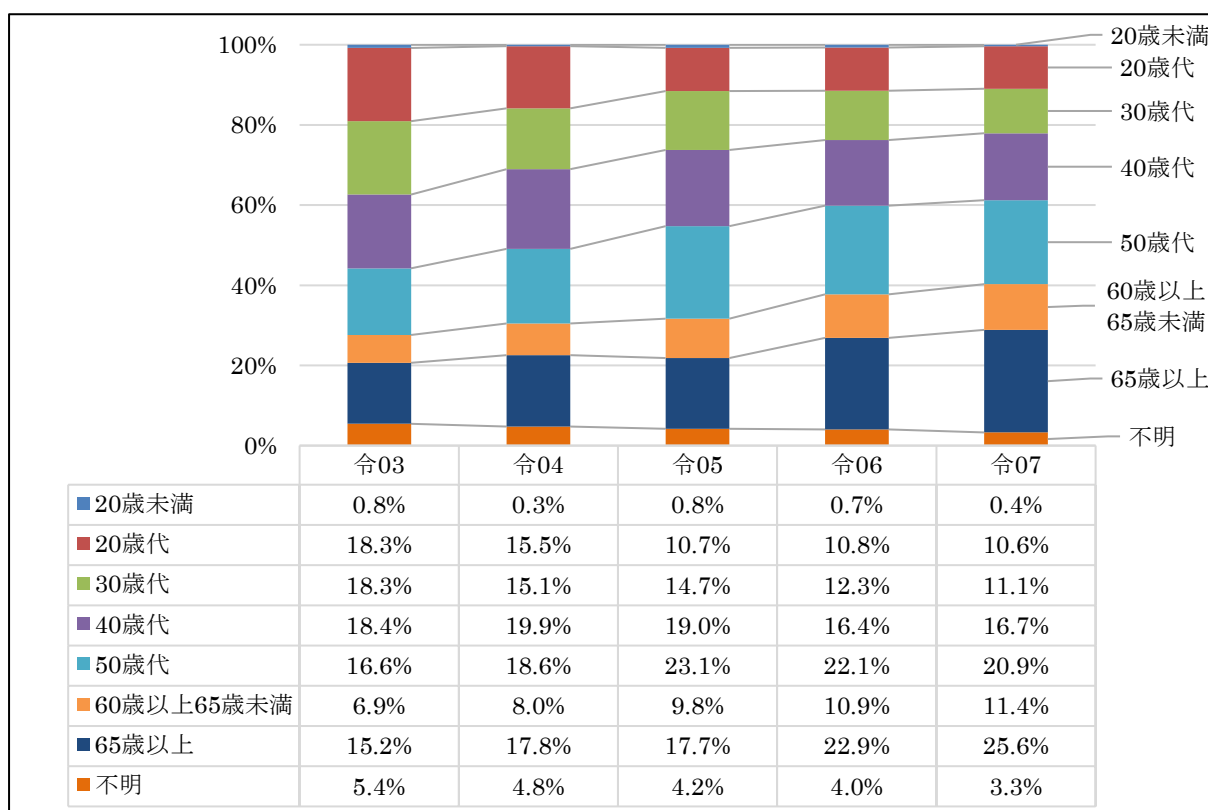
令和7年中の利殖勧誘事犯に関する相談受理件数は、3,017件で前年より293件(8.9%)減少した。

相談当事者は、50歳代の割合が最も多く(20.9%)、65歳以上が約4分の1(25.6%)を占めている。

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



図表7 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1	海外法人の社債購入名下の金融商品取引法違反等事件
----------	---------------------------------

会社役員の男(45)らは、海外に所在する法人が発行する社債の取得金名目で金銭をだまし取ろうと考え、令和3年5月から令和5年6月までの間、同社及び関連会社が全体として大幅な債務超過の状態にあり、かつ、海外で営む事業により全体として事業収益を上げていた事実はなかったのに、顧客に対し、同社及び関連会社が海外で営むレンディング事業、コールセンター事業等によって多額の事業収益を上げており、社債の償還及び利息支払いを行い得る財務状況にある旨のうそを言い、内閣総理大臣の登録を受けないで46都道府県の約2,400人との間で出資契約を締結して第一種金融商品取引業を行い、顧客から約206億円をだまし取った。

令和7年8月、同男ら3人を詐欺罪及び金融商品取引法違反(無登録営業)で、会社役員の男(49)ら6人及び2法人を金融商品取引法違反(無登録営業)で検挙した(警視庁)。

視 点

《市場監視機関との連携による海外投資事業の実態解明》

利殖勧誘事犯では、海外事業への投資名目で金銭を集める事案がみられるところ、その事業実態の解明が困難である。

本事例では被疑者らが、過去に証券取引等監視委員会の申立てを受けた大阪地方裁判所から金融商品取引法違反行為に係る禁止及び停止命令を受けていたため、同委員会と緊密に連携して必要な情報共有を図り、解明困難な海外法人の事業実態や財務状況を明らかにして違反事実の認定を行った。その結果、同委員会の申立てに係る調査の過程で立入調査を受けてもなお、犯行を継続していた悪質な業者を詐欺罪及び金融商品取引法違反で検挙した。

2	潜水艇事業等投資名下の金融商品取引法違反等事件
----------	--------------------------------

会社役員の男(52)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、令和2年7月頃から令和5年7月頃までの間、全国でセミナーを開催するなど、連鎖的に勧誘する方法で会員制事業への出資者を増やし、潜水艇を使用した海中探査で収益を上げる投資事業等に出資すれば、高い配当を受けると勧誘して、47都道府県の約1万5,000人との間で約66億円の出資契約を締結し、第二種金融商品取引業を行うなどした。

令和7年9月までに、同男ら2人を金融商品取引法違反(無登録営業)、出資法違反(預り金の禁止)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿等)で、1法人を金融商品取引法違反(無登録営業)及び出資法違反(預り金の禁止)で、自営業の男(35)ら3人を金融商品取引法違反(無登録営業)で、会社役員の男(74)ら3人を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した(京都)。

3	海外資産運用会社への投資名下の金融商品取引法違反事件
----------	-----------------------------------

会社役員の男(59)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成26年8月頃から令和4年6月頃までの間、オンラインセミナーを開催するなどして、海外資産運用会社が行うFX取引や不動産取引で利益を出すファンドに出資すれば、高い配当を受けられることができると勧誘し、27都道府県の約750人との間で約68億円の出資契約を締結し、第二種金融商品取引業を行った。

令和7年9月、同男ら5人及び1法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（群馬）。

4	アパレル用品転売事業への投資名下の出資法違反事件
----------	---------------------------------

会社役員の男(32)らは、令和4年2月から令和5年5月までの間、法定の除外事由がないのに、「洋服の転売に関する副業ビジネスの会員になり、洋服の仕入れ代として投資すれば、利益の有無にかかわらず、元本は保証し、投資金の5パーセントを上乗せして支払う。」などと告げて、元本保証と配当支払いを約して、75名から約3億3,000万円を受け入れ、業として預り金をした。

令和7年2月、同男ら2人を出資法違反（預り金の禁止）で検挙した（福島）。

5	暗号資産のマイニング事業者による預託等取引に関する法律違反事件
----------	--

個人事業主の男(43)は、令和5年8月から令和7年2月までの間、販売したマイニング機器一式の3か月以上の期間にわたる預託を受け、同機器一式を利用して暗号資産のマイニングを実施して得た利益の一部を供与することを約し、3都道県の16人との間で1,750万円の預託等取引契約を内閣総理大臣の確認を受けることなく締結した。

令和7年8月、同男を預託等取引に関する法律違反（契約の締結等の禁止）で検挙した（北海道）。

(4) 課題と今後の取組

利殖勧誘事犯については、海外の投資事業、暗号資産取引及びメタバース空間を利用したブロックチェーン事業への出資をうたった事案のほか、SNSで金融商品取引について勧誘し契約の締結まで非対面で行われる事案が発生するなど、時代の変化に伴い被疑者が用いる商材や手口に変容がみられる。

同事犯については、被害が急速に拡大する可能性があることを踏まえ、平素より関係機関・団体等と連携しつつ、被害の実態等について情報収集を行うとともに、各種法令を活用した早期事件着手による取締り、被害の状況に応じた効果的な広報啓発活動等を推進し、被害の未然防止及び拡大防止を図る。

また、主として事業を行う被疑法人のほか、複数の収納代行業者を用いることで

犯罪収益を隠匿したり、海外法人口座へ送金して犯罪収益を隠匿するケースが認められることから、早期に没収・追徴、罰金、課税等による犯罪収益の剥奪に向けた取組や、犯罪収益の隠匿といった犯罪を助長する行為を行った者の取締りを推進するとともに、被害者の財産的被害回復について支援する。

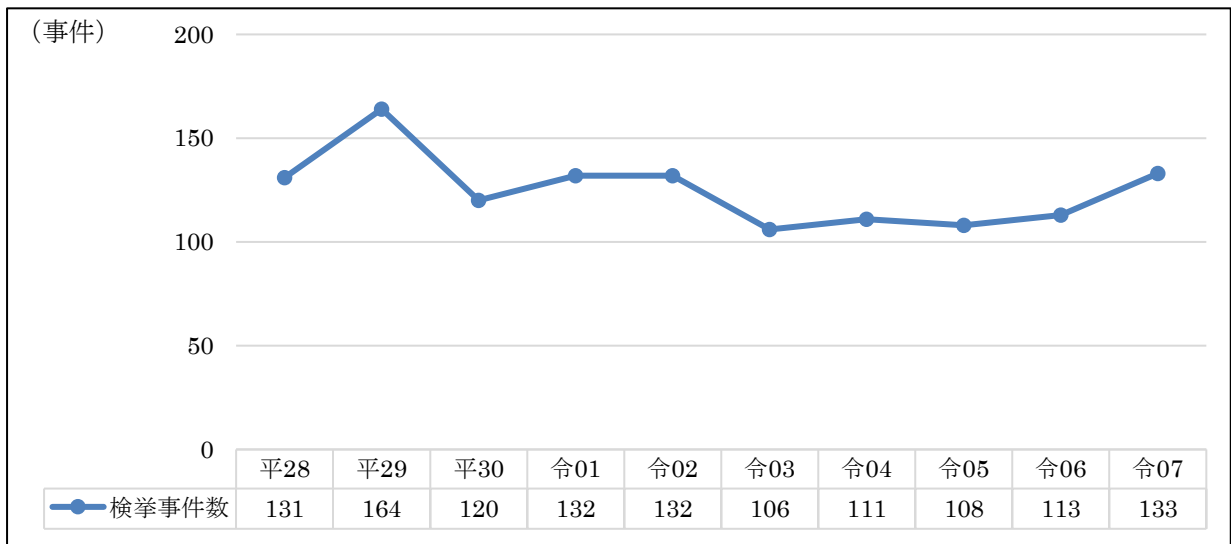
2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

令和7年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は、133事件で前年より20事件(17.7%)増加し、検挙人員は、274人で前年より46人(20.2%)増加した。

検挙事件数を類型別にみると、114事件(85.7%)が訪問販売に関連した事犯であり、屋根修繕工事といった住宅リフォームの工事請負契約に係る事犯が多くみられる。

図表8 過去10年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



図表9 特定商取引等事犯の類型別検挙状況(令和6年及び令和7年)

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令06	令07	令06	令07	令06	令07	令06	令07	令06	令07
訪問販売	92	114	190	244	28	33	7,074	19,177	72億6,969万円	165億4,978万円
通信販売	1	0	1	0	0	0	1	0	0円	0円
電話勧誘販売	2	3	2	4	0	3	23	4,702	2,010万円	6,035万円
連鎖販売取引	2	1	8	3	0	0	2,050	50	8億5,279万円	5,000万円
特定継続的役務提供	2	3	2	3	0	0	197	166	5,190万円	2億2,271万円
業務提供誘引販売取引	1	1	1	1	1	1	60	936	1,618万円	1億437万円
訪問購入	13	11	24	19	9	3	32,184	1,640	15億5,785万円	1億1,293万円
合計	113	133	228	274	38	40	41,589	26,671	97億6,853万円	171億16万円

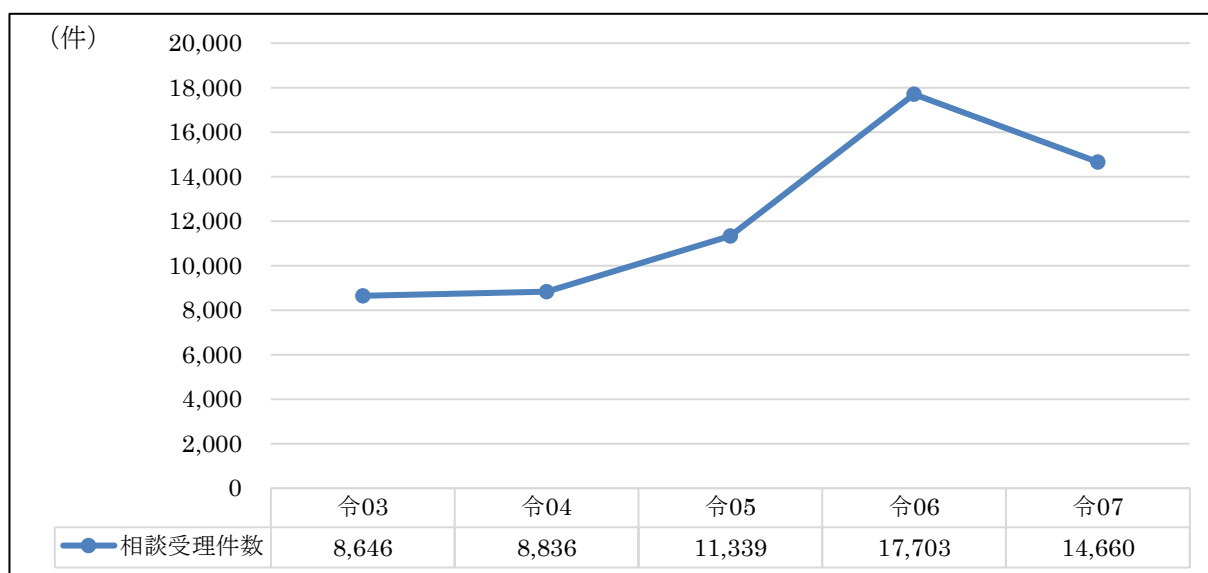
注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 相談受理状況

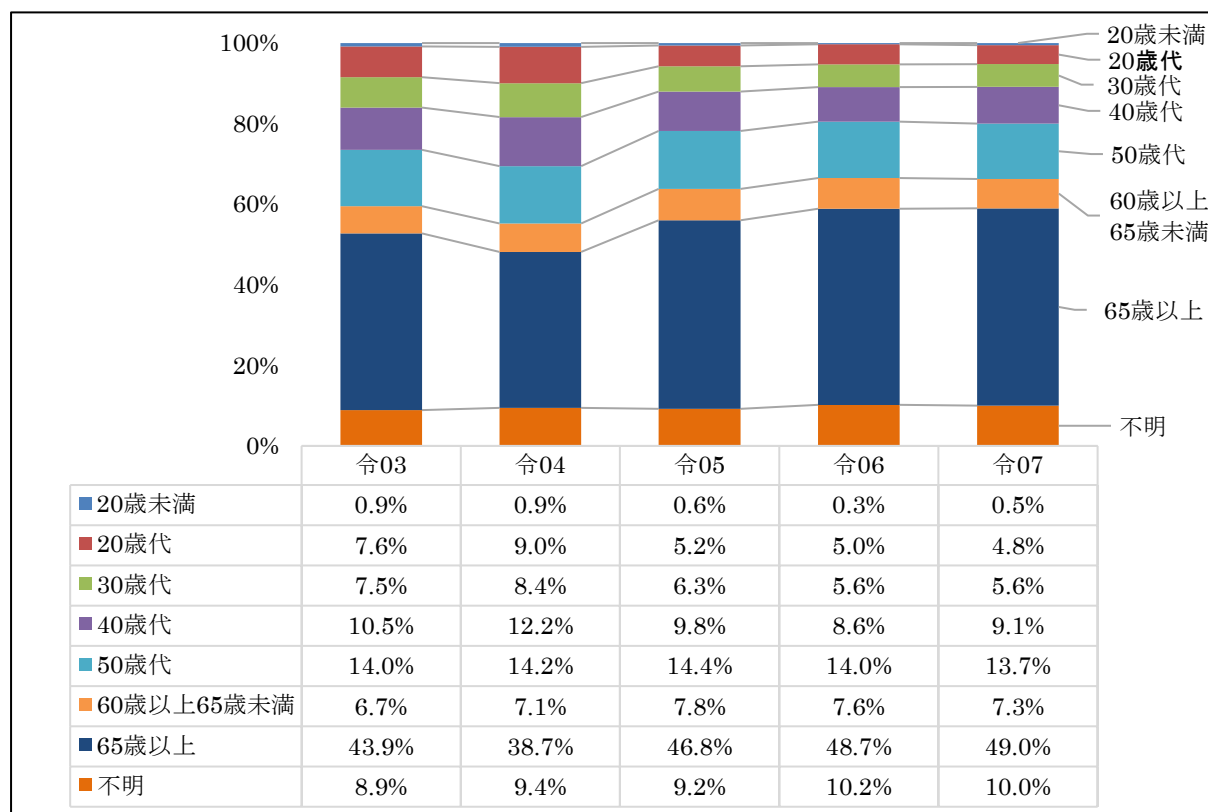
令和7年中の特定商取引等事犯に関する相談受理件数は、14,660件で前年より3,043件（17.2%）減少した。

相談当事者は、65歳以上が約半数（49.0%）を占めている。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



図表11 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1	太陽光発電システム販売代理店による特定商取引法違反事件
----------	------------------------------------

会社員の男(45)らは、令和4年7月から令和6年1月までの間、太陽光発電システム及び蓄電池システムの売買契約及び設置工事に係る役務提供契約の締結について勧誘するに際し、商品の販売価格及び役務の対価並びに同売買契約及び同役務提供の解除に関する事項につき、故意に事実を告げない行為等をし、2県の3人との間で、約2,800万円の役務提供契約を締結した。

令和7年2月までに、同男ら4人を特定商取引法違反（事実の不告知等）で検挙した（群馬）。

2	高齢者を対象とした電話勧誘販売に係る特定商取引法違反等事件
----------	--------------------------------------

会社役員 of 男(36)らは、令和5年1月から令和6年12月までの間、高齢者を対象に電話をかけ、健康食品の注文を受けた事実はないのに、注文を受けたように装い、代金引換の方法で健康食品を発送し、47都道府県の延べ約4,800人から約6,000万円をだまし取るなどした。

令和7年3月までに、同男を詐欺罪及び特定商取引法違反（不実の告知）で、会社員の女(23)及び1法人を特定商取引法違反（不実の告知）で検挙した（愛知）。

3	マッチングアプリを利用したデート商法による特定商取引法違反等事件
----------	---

会社員の男(38)らは、平成30年5月から令和6年6月までの間、会員制コンサルティングサービスの入会契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、マッチングアプリを通じて知り合った顧客に対し、無料相談が受けられるなどと申し向けて、公衆が出入りしない会社事務所に誘引し、同コンサルティングサービスの役務提供契約について勧誘して、4県の390人との間で約3億9,000万円の役務提供契約を締結するなどした。

令和7年6月までに、同男ら5人を特定商取引法違反（目的隠匿誘引等）で検挙した（福岡）。

4 家屋の損壊を伴う点検商法による特定商取引法違反等事件

会社員の男(29)らは、令和6年2月から同年11月までの間、屋根修繕工事の請負契約の締結について勧誘をするに際し、屋根瓦をずらし、その状況を写真撮影したにもかかわらず、あたかも元から屋根瓦がずれた状態になっていたかのように装い、撮影した写真を見せるとともに、屋根瓦が浮いたりずれたりしておりこのままでは雨漏りするから直した方がよいなどとうそを言い、3県の64人から約5,800万円をだまし取るなどした。

令和7年7月までに、同男ら4人を詐欺罪、建造物損壊罪及び特定商取引法違反(不実の告知)等で検挙した(福岡)。

5 リフォーム業者による屋根の修繕工事名下の特定商取引法違反等事件

会社員の男(42)らは、令和4年2月から令和6年9月までの間、屋根に補修工事を必要とするほどの異常はなく、補修工事を至急行う必要などないのに、「屋根の浮いているところが壊れています。中の板が腐っているので、その部分を切って、板を交換する工事が必要です。すぐに工事した方が良いです。このまま放置すれば雨漏りしてしまいます。」等のうそを言い、12都府県の約400人から約5億7,400万円をだまし取るなどした。

令和7年7月までに、同男ら5人を詐欺罪及び特定商取引法違反(不実の告知等)で、1法人を特定商取引法違反(不実の告知)で検挙した(神奈川)。

視 点

《関係機関との情報共有による被害拡大防止対策を推進》

特定商取引等事犯は、被害が急速に拡大する、被疑者が検挙された後も同種犯行を行うなどの特徴を有するため、事件検挙のほか、関係機関と連携し行政措置が発動されるよう働きかけることが重要である。

本事例は、高齢者に高額な屋根の補修工事契約を迫る事件であり、匿名・流動型犯罪グループが関与して被害も複数県に及んでいたため、捜査の初期段階から、関係機関との情報共有を図りつつ、行政調査を促した結果、事業者の悪質性が認定され、被疑法人に対し、24か月の業務停止命令、代表取締役の男に対して24か月の業務禁止命令がそれぞれ課され、被害拡大防止へとつなげた。

また、行政措置の発動と特定商取引法違反での検挙にとどまることなく、更なる捜査を推進し、被疑者らを詐欺罪で検挙するに至った。

6 分電盤交換工事名下の特定商取引法違反等事件

無職の男(34)らは、令和5年6月から令和6年12月までの間、分電盤交換工事の役務提供契約の締結に際し、分電盤を交換することで電気代が安くなることはなく、かつ、分電盤に異常はないにもかかわらず、分電盤を交換すれば電気代が安くなるなどとうそを言い、14県の約50人から約300万円をだまし取るなどした。

令和7年6月までに、同男を詐欺罪及び特定商取引法違反(不実の告知等)で、無職の男(34)ら3人を詐欺罪で検挙した(香川)。

(4) 匿名・流動型犯罪グループの関与

令和7年に検挙した悪質リフォーム事犯のうち、匿名・流動型犯罪グループが関与していたとみられる事件は34事件であった。

(5) 課題と今後の取組

特定商取引等事犯の検挙状況をみると、依然として、高齢者宅を狙った悪質リフォーム事犯がみられ、屋根や水道管、分電盤の経年劣化等を口実に顧客の不安をあおり、修繕の必要のない工事等を行うことで高額な料金を要求するといった悪質な業者による犯行が確認されており、匿名・流動型犯罪グループの関与もみられた。

悪質リフォーム事犯の検挙事件数				
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
43	47	38	66	83

また、不要品の買取りを装って個人宅を訪問し、契約に応じるまで居座り続けるなど、執拗な勧誘方法により、貴金属を安価で買い取る訪問購入業者も確認されているほか、安価な価格表示を見てサービスを依頼した消費者に対し、表示価格に反して高額な料金を要求する事犯も発生している。これらについては、利殖勧誘事犯と同様に被害が急速に拡大する可能性もあることから、被害の実態等に係る情報収集、被害の状況に応じた広報啓発活動等に取り組むほか、各種法令を駆使した捜査を実施しながら、部門間及び都道府県警察間の連携を強化し、組織性を有する事犯に対しては徹底した突き上げ捜査により首謀者を検挙するとともに、行政処分の発動に向けて関係機関との連携を強化するなど、犯罪グループ壊滅に向けた取締りを推進する。

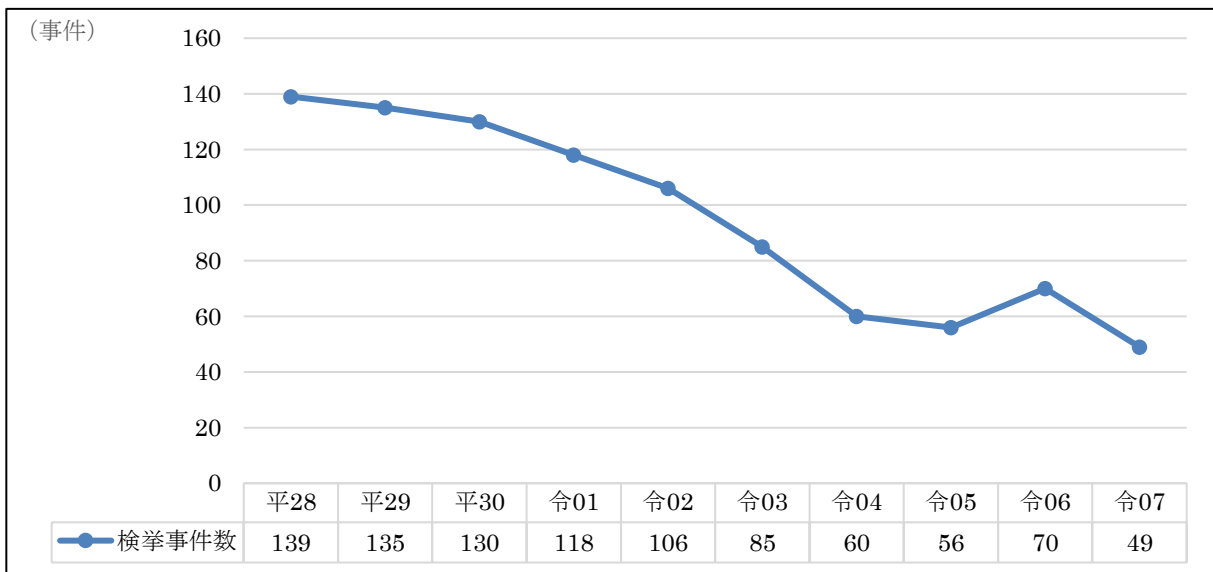
3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

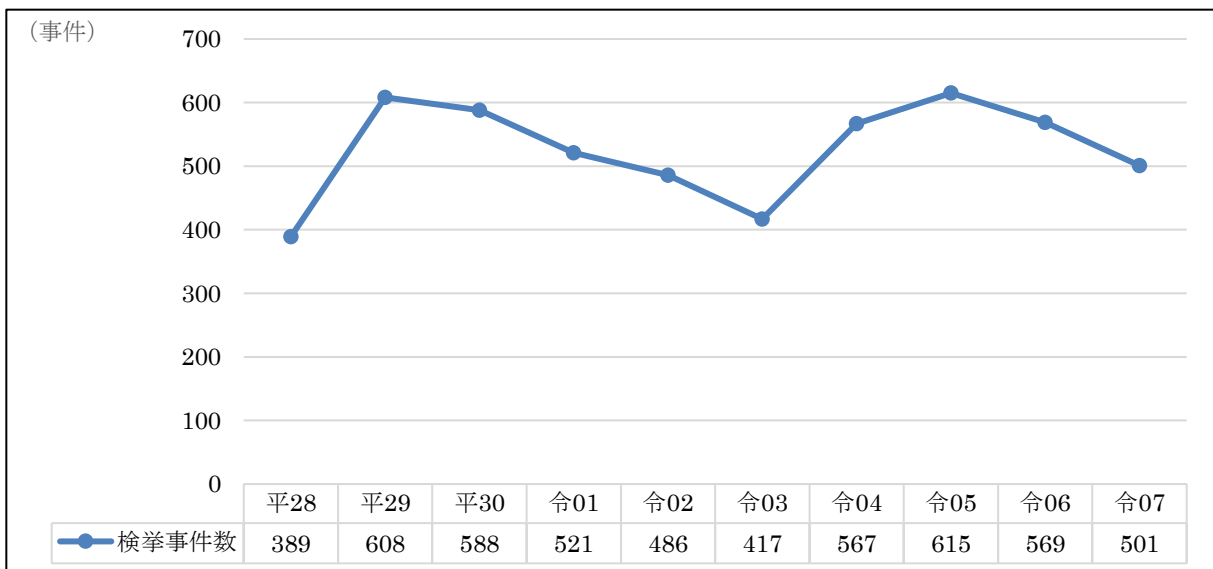
ヤミ金融事犯のうち「無登録・高金利事犯」の検挙事件数は、令和7年中49事件で前年より21事件(30.0%)減少した。

「ヤミ金融関連事犯」の検挙事件数は、501事件で前年より68事件(12.0%)減少しており、同事犯に「無登録・高金利事犯」を加えたヤミ金融事犯全体の検挙事件数は、550事件で前年より89事件(13.9%)減少した。

図表 12 過去10年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



図表 13 過去10年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移

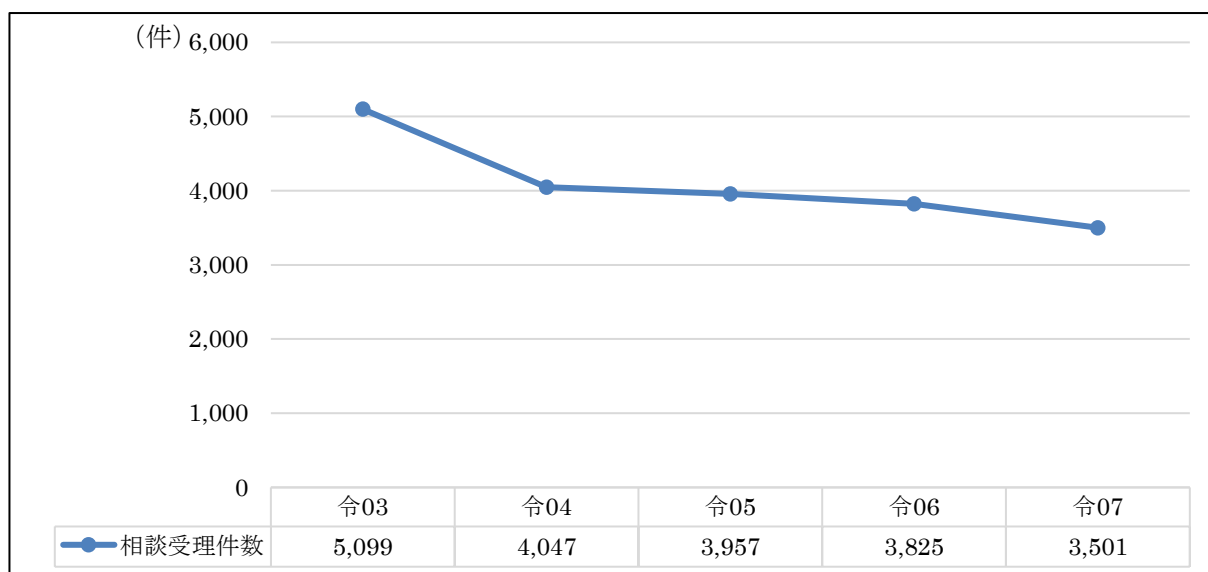


(2) 相談受理状況

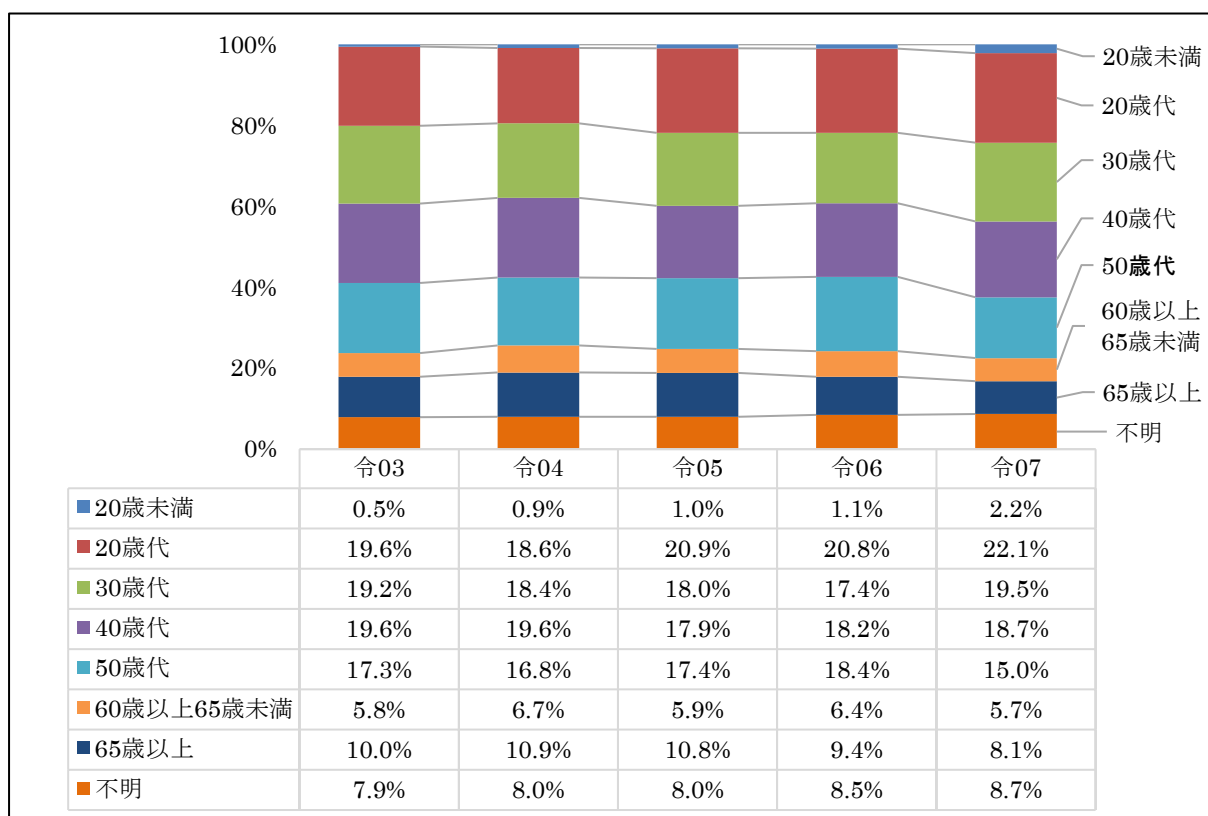
令和7年中のヤミ金融事犯に関する相談受理件数は、3,501件で前年より324件(8.5%)減少し、相談当事者は、20歳代・30歳代で約4割(41.6%)を占めている。

インターネットを含む非対面の手口による事犯の相談受理件数が約9割(87.3%)を占めている。

図表14 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



図表15 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 携帯電話のショートメッセージサービスを利用した貸金業法違反等事件

アルバイト従業員の男(40)らは、貸金業の登録を受けることなく、令和5年3月から令和6年2月までの間、携帯電話のショートメッセージサービスを利用して融資の勧誘をし、融資を申し込んできた顧客約1万3,000人に対し、法定利息の約2.7倍から約189倍の利息で金銭を貸し付け、返済として同男らが管理する他人名義口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金合計約3億円を受領した。

令和7年5月までに、同男ら9人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利受領等)等で検挙した(山形)。

視 点

《徹底した犯罪収益対策及び犯行ツール対策の推進》

経済的利益の獲得を目的に敢行される生活経済事犯においては、検挙活動に加えて、口座凍結検討依頼等による犯行ツール対策や、没収・追徴、罰金、課税等による犯罪収益の剥奪に向けた取組が重要である。

本事例では、犯罪に利用された他人名義の口座約280名義分について即時に金融機関に対して口座凍結検討依頼を行い、犯行ツールの無力化措置を講じたほか、検察庁と緊密に連携した犯罪収益対策の推進により約1億8,000万円の追徴金が被疑者らに課された。

2 クレジットカード利用による商品販売を偽装した出資法違反事件

会社従業員の男(45)らは、クレジットカードのショッピング枠の現金化サイトを運営し、平成29年6月から令和6年6月までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約1万7,000人に対し、クレジットカード決済による商品の販売を偽装し、商品をクレジットカード決済で購入させた上で、その商品代金の一部を払い戻すキャッシュバック金名目で顧客に実質的に金銭の貸し付けを行い、返済としてクレジットカード決済代行業者から同男らが管理する法人名義口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約11億8,600万円を受領した。

令和7年4月までに、同男ら13人及び1法人を出資法違反(高金利の脱法行為)で検挙した(警視庁)。

3 裸の写真等を貸付け条件とした貸金業法違反等事件

無職の男(34)らは、貸金業の登録を受けないで、令和5年1月から令和6年3月までの間、インターネット掲示板等で融資を希望している複数の女性に対し、融資する旨のメッセージを送信し、貸付時に相手の裸の写真や動画を送らせた後、金銭を貸し付けるなどした。

令和7年9月までに同男ら2人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した(兵庫)。

(4) 匿名・流動型犯罪グループの関与

令和7年に検挙した無登録・高金利事犯のうち、匿名・流動型犯罪グループが関与していたとみられる事件は5事件であった。

(5) 課題と今後の取組

無登録・高金利事犯の検挙事件数については、近年、減少傾向にあるものの、依然として、商品の性質や商取引の仕組みを巧みに利用しつつ、通常の商取引を仮装して金銭を貸し付けるなどの手口が発生しているほか、情報通信技術の発達により、業者と対面せずに金銭の貸付けから返済までを完結する形態が主流となるなど巧妙化・匿名化の状況がみられる。

これらを踏まえ、関係法令の所管省庁や債務者からの被害相談に対応する関係機関・団体等と連携しつつ、引き続き、被害の発生状況に応じた積極的な事件化を推進するとともに、検挙広報等を通じて新たな手口について注意喚起を行うなど、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。

第3 知的財産権侵害事犯

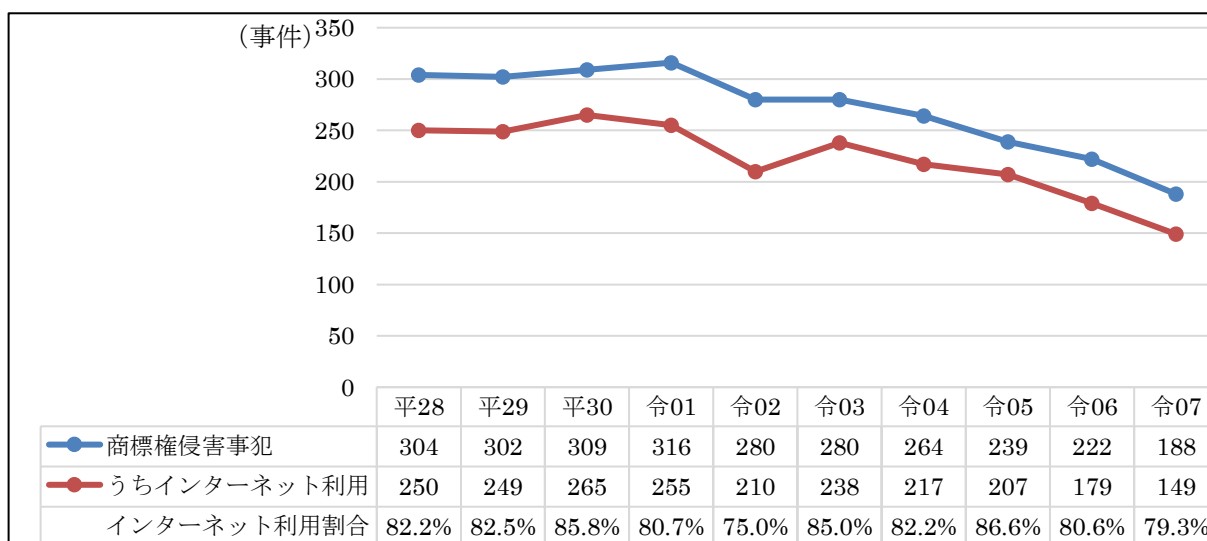
1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

(1) 商標権侵害事犯の検挙状況

令和7年中の商標権侵害事犯の検挙事件数は、188事件で前年より34事件(15.3%)減少した。

このうち、インターネット利用事犯は、149事件(79.3%)で依然として高い割合を占めている。

図表16 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移

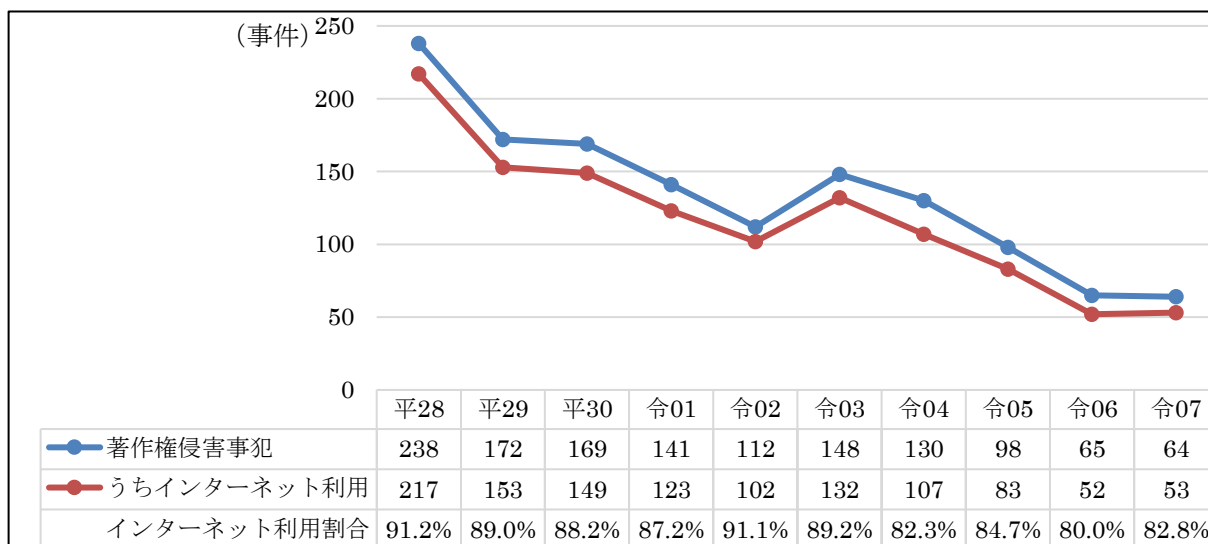


(2) 著作権侵害事犯の検挙状況

令和7年中の著作権侵害事犯の検挙事件数は、64事件で前年より1事件(1.5%)減少した。

このうち、インターネット利用事犯は、53事件(82.8%)で依然として高い割合を占めている。

図表17 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



(3) 検挙事例

1 フリマアプリを利用した偽ブランド品の販売に係る商標法違反等事件

コンサルタント業の男(33)らは、令和6年6月頃、商標権の設定登録をしているブランドの商標に類似する商標を付したトートバッグ等を販売譲渡し、販売代金を他人名義の預金口座に振込送金させて受領した。

令和7年9月までに、同男ら4人を商標法違反(使用)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿等)等で検挙した(群馬)。

2 映画館における映画の盗撮による著作権法違反等事件

専門学校生の男(24)は、令和7年7月、映画館において、法人3社が著作権を有する映画を、動画撮影機能付き携帯電話機を用いて同携帯電話機内に録音・録画して複製した。

令和7年8月、同男を著作権法違反(複製権の侵害)及び映画の盗撮の防止に関する法律違反で検挙した(警視庁)。

視 点

《海賊版コンテンツ拡散防止に対する警鐘》

経済産業省が一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構に委託し、日本、中国、ベトナム、フランス、アメリカ、ブラジルの消費者へのアンケート調査を基に日本発コンテンツの海賊版被害額を調査した結果によれば、2025年の海賊版デジタルコンテンツの被害額は、5.7兆円（2022年の調査では2.0兆円）とのことである。

本事例は、日本国内の映画館で上映されていた人気アニメ映画をスマートフォンで盗撮した者を、著作権法違反等の事実で検挙した事件であり、同種の侵害行為を行う者に対して警鐘を鳴らすものとなった。

（４）課題と今後の取組

検挙した商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯のうち、オークション・フリマサイトにおいて偽ブランド品を販売する事犯、アニメ等のコンテンツをウェブサイトへアップロードする事犯など、インターネットを利用した事件数が依然として高い割合を占めている。

インターネット利用の海賊版サイトをはじめとした著作権侵害事犯は、通信匿名化技術や秘匿性の高い海外サーバを利用した犯行が多くなっているほか、日本のコンテンツが外国語に翻訳され、海外向けに海外の海賊版サイトから発信されるなど、海賊版の被害は多様化している。

このように、犯行の手段や方法が巧妙化、複雑化するとともに、国境を越えて行われる犯行に対し、警察では、国際捜査の枠組みの活用をはじめ、権利者や関係団体とも連携しながら検挙活動を推進する。

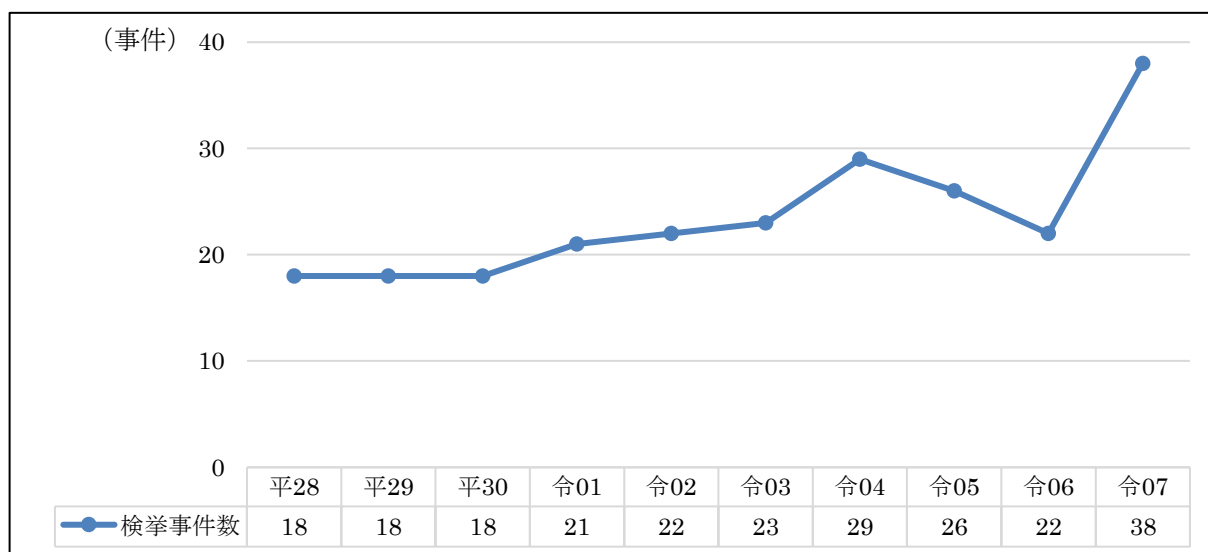
2 その他の知的財産権侵害事犯

(1) 営業秘密侵害事犯の検挙状況

令和7年中の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は、38事件で前年より16事件(72.7%)増加した。

営業秘密侵害事犯としては、転職・独立時に営業秘密に関する情報を持ち出す事犯が多くみられる。

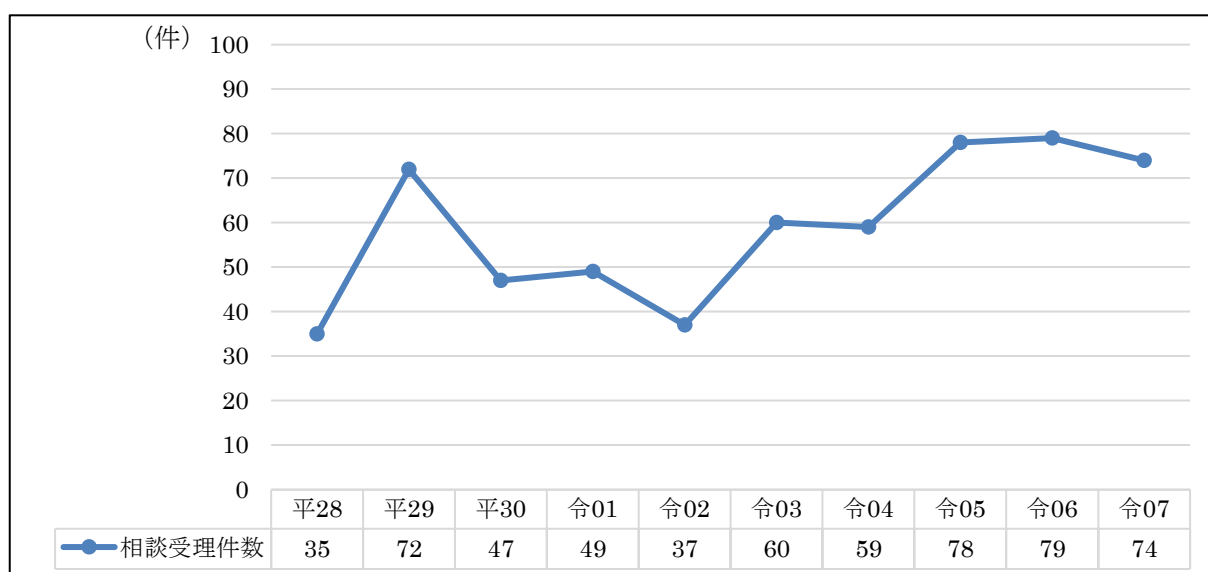
図表18 過去10年における営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 営業秘密侵害事犯の相談受理状況

営業秘密侵害事犯の相談受理件数は、令和7年中は74件で前年より5件(6.3%)減少したものの、近年高止まりの状態にある。

図表19 過去10年における営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



(3) 検挙事例

1	精密金型等製造販売事業者元社員らによる営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件
----------	--

精密金型等製造販売事業者元社員の男(57)らは、同社在職中の令和5年3月、不正の利益を得る目的で、同社から貸与されていたパソコン等を操作して、同社の営業秘密である金型図面に係るファイルデータを自らが使用するメールアドレス宛ての電子メールに添付した上で送信し、その複製を作成して領得するとともに、領得した営業秘密を中国に所在する法人宛に電子メールにて送信して開示した。

令和7年10月、同男ら3人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得・開示)で検挙した(兵庫)。

2	介護サービス事業者元社員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

介護サービス事業者元社員の女(46)は、同社在職中の令和6年2月頃から同年3月頃までの間、不正の利益を得る目的で、同社に設置されたパソコンを操作して、同社の営業秘密である介護サービス利用者に係る情報を複合機から紙媒体として印刷するなどしてその複製を作成し、営業秘密を領得した。

令和7年1月、同女を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(青森)。

3	ぱちんこ店元従業員による営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

ぱちんこ店元従業員の男(33)らは、同店在職中の令和7年8月、不正の利益を得る目的で、勤務するぱちんこ店において、同店の営業秘密である回胴式遊技機に関する設定情報を自己の携帯電話機に入力して、その複製を作成して領得するとともに、領得した営業秘密を同携帯電話機を用いて、知人にメール送信して開示した。

令和7年10月までに、同男ら3人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得・開示等)で検挙した(宮崎)。

4	食肉の産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反事件
----------	---------------------------------

食品販売会社元役員の男(44)らは、不正の目的をもって、令和6年11月、3回にわたり、各引渡しに係る鶏肉はいずれも外国産であるにもかかわらず、引き渡す際に交付する納品書にいずれも「産地宮崎県産」と記載して、取引に用いる書類にその商品の原産地について誤認させるような表示をした上、譲渡した。

令和7年6月、同男ら3人及び1法人を不正競争防止法違反(誤認惹起)で検挙した(警視庁)。

視 点

《関係行政機関・団体との緊密な連携》

食品表示の偽装は、食の安全に対する国民の信頼を揺るがすおそれがあるばかりでなく、国民の健康に被害を及ぼしかねない問題である。

本事例は、学校給食の食材納入事業者が、外国産鶏肉を宮崎県産として原産地を偽装した事案であり、警察では、関係機関と連携の上、本件の流通経路や犯行実態を解明し、事件を検挙した。

また、自治体においても本件検挙を受けて、不定期に産地判別検査が実施されるなど食の安全への対策が強化されている。

本件検挙による広報により、同種の違法行為を行う者に対して警鐘を鳴らすものとなった。

5 そば粉の産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反等事件

穀類の製粉及び販売等会社役員の男(76)らは、不正の目的をもって、令和6年5月、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工したそば粉の販売用袋に「純国内産そば粉」などと表示したラベルを貼付し、商品にその品質及び内容について国産玄そばのみを原材料として加工したそば粉を使用している旨誤信させるような表示をした上、譲渡した。

令和7年1月までに、同男ら3人及び1法人を不正競争防止法違反（誤認惹起）、詐欺未遂等で検挙した（滋賀）。

(3) 課題と今後の取組

営業秘密侵害事犯については、雇用の流動化や外国への技術情報流出の懸念等により、社会的関心はさらに高まっており、警察への相談件数は高止まりしている。

これらを踏まえ、同事犯への対応に中心的な役割を担うべく各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官を中心に、関係部門とも連携しつつ、捜査員に対する教養や積極的な取締り等を推進するほか、関係企業・団体への啓発活動にも取り組む。

また、食品表示における原産地偽装に係る事犯については、組織的に敢行され、複雑な流通経路を有している可能性があることを踏まえ、平素より関係法令の所管省庁や自治体等の関係機関と連携を強化して情報共有を行い、事犯の全容解明に向けた検挙活動を推進する。

第4 国民の健康や環境等に対する事犯

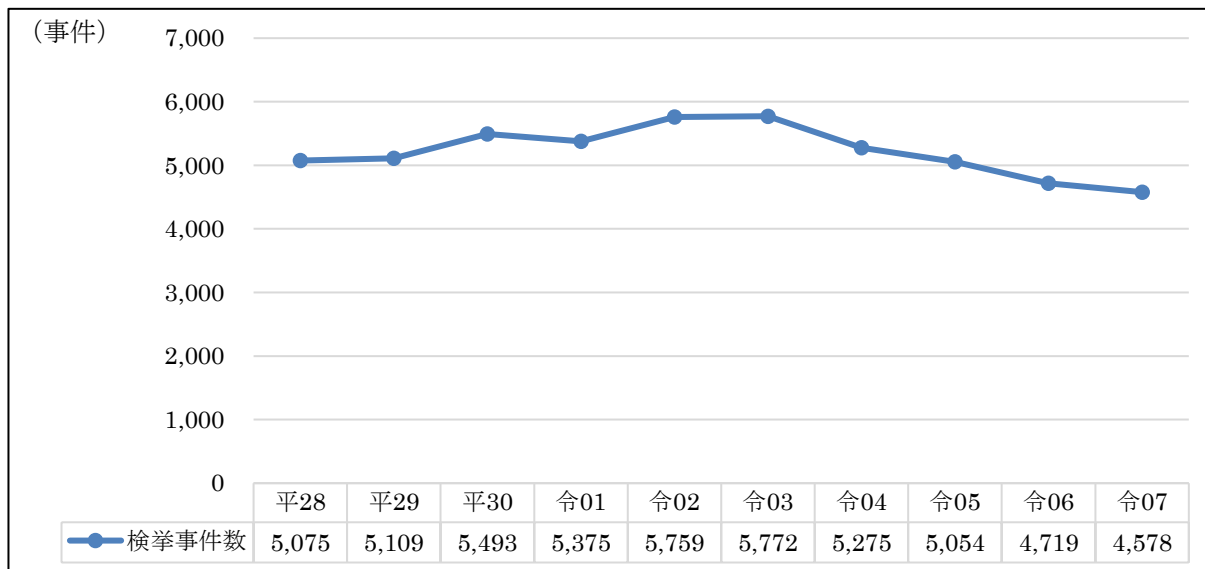
1 環境事犯

(1) 検挙状況

ア 廃棄物事犯

令和7年中の廃棄物事犯の検挙事件数は、4,578事件で前年より141事件(3.0%)減少した。

図表20 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移

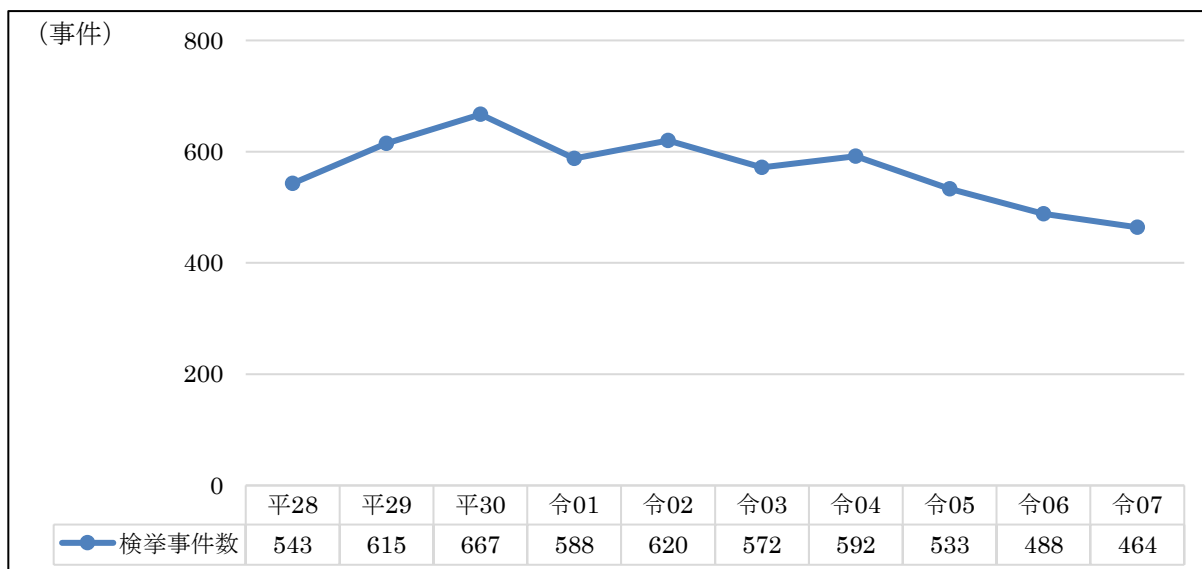


イ 動物・鳥獣関係事犯

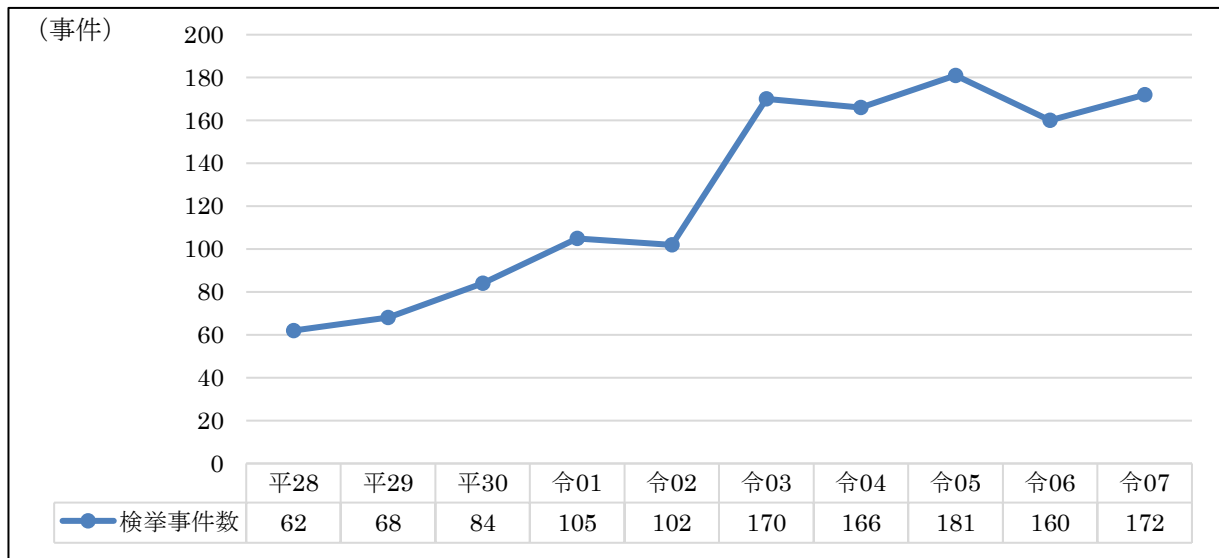
令和7年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数は、464事件で前年より24事件(4.9%)減少した。

このうち、令和7年中の動物虐待事犯の検挙事件数は、172事件で前年より12事件(7.5%)増加し、依然として高水準で推移している。

図表21 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



図表 22 過去 10 年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



注 愛護動物を殺傷するなどの動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯

(2) 検挙事例

1 土砂等の全部撤去の措置命令不履行に係る条例違反事件

建設作業員の男(38)は、規定面積以上の土砂等の埋立て事業を行ったことで、令和 6 年 1 月、いすみ市長から同土砂等の全部を撤去する措置を講ずるよう命じられたが、期限までに措置を講ぜず、同命令に従わなかった。

令和 7 年 1 月、同男をいすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例違反(措置命令違反)で検挙した(千葉)。

視 点

《各種法令を駆使した取締り及び関係機関との連携》

違法な盛土や不適切な工法の盛土は、その崩落により大きな人的・物的被害を引き起こすおそれがあり、盛土等に伴う災害を防止するための適切な対応が図られなければならない。

本事例は、行政指導に従わない悪質業者に対して、警察と関係機関が連携して厳正な取締りを行った事案であり、社会に対して改めて警鐘を鳴らす契機となった。

2 巢鉛等の不正輸出に係る関税法違反事件

会社従業員の女(52)は、令和 5 年 4 月から同年 5 月までの間、鉛蓄電池を破碎して取り出した巢鉛等合計 44 万 8,487 キログラムを虚偽の品名申告により不正に輸出するなどした。

令和 7 年 3 月までに、同女及び 1 法人を関税法違反(無許可輸出等)で検挙した(神奈川)。

3	産業廃棄物の全量撤去の措置命令不履行に係る廃棄物処理法違反事件
----------	--

元代表社員の男(41)は、茨城県知事から、同人が所有する土地に保管していた産業廃棄物である廃プラスチック類等を全量撤去すること等の措置を講ずるよう命じられたが、履行期限までにこれに従わなかった。

令和7年8月、同男を廃棄物処理法違反(措置命令違反)で検挙した(茨城)。

4	虚偽の内容を記載した産業廃棄物管理票を交付するなどした廃棄物処理法違反事件
----------	--

会社役員 of 男(73)らは、令和6年4月から同年6月までの間、他の法人から収集運搬を受託した産業廃棄物について、最終処分場で最終処分を終了していないのに、産業廃棄物管理票に最終処分が終了した旨の虚偽の内容を記載した上で交付するなどした。

令和7年2月までに、同男ら8人及び2法人を廃棄物処理法違反(虚偽の管理票の交付等の禁止)等で検挙した(北海道)。

5	捕獲したハトの殺傷に係る動物愛護管理法違反等事件
----------	---------------------------------

会社員の男(49)は、法定の除外事由がないのに、河川敷においてカワラバト1羽を捕獲し、令和6年8月頃、自宅において飼養していたカワラバト1羽を拳で複数回殴るなどして死亡させた。

令和7年2月までに、同男を動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)、鳥獣保護管理法違反(鳥獣の捕獲等の禁止)等で検挙した(警視庁)。

(3) 課題と今後の取組

ア 廃棄物事犯等

産業廃棄物事犯及び盛土関係事犯については、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるところ、関係機関による行政指導等により違法行為が是正されることが望ましいが、行政指導等を見放して廃棄物や建設残土等の不適正処理を敢行する悪質な事犯が依然として発生している。

これらを踏まえ、関係機関等との連携を密にして端緒情報、行政指導の状況等について把握に努めるとともに、状況に応じて早期事件化を図ることにより被害拡大を防止するほか、原状回復に向けた行政権限が迅速・的確に行使されるよう関係機関に必要な働き掛けを行う。

イ 動物・鳥獣関係事犯

動物虐待事犯については、令和7年中、検挙事件数は前年より増加し、依然として高水準で推移しており、引き続き、動物の愛護についての行政的な権限や専門的な能力を有する自治体、関係機関・団体等との連携を強化し、適切な捜査を推進する。

このほか、特に公共の場所や動画投稿サイトのような多数の者の目に触れる形で行われる悪質な事犯については、国民に大きな不安を与えるものであることから、被疑者の早期検挙に向けて迅速な捜査を推進し続発防止を図る。

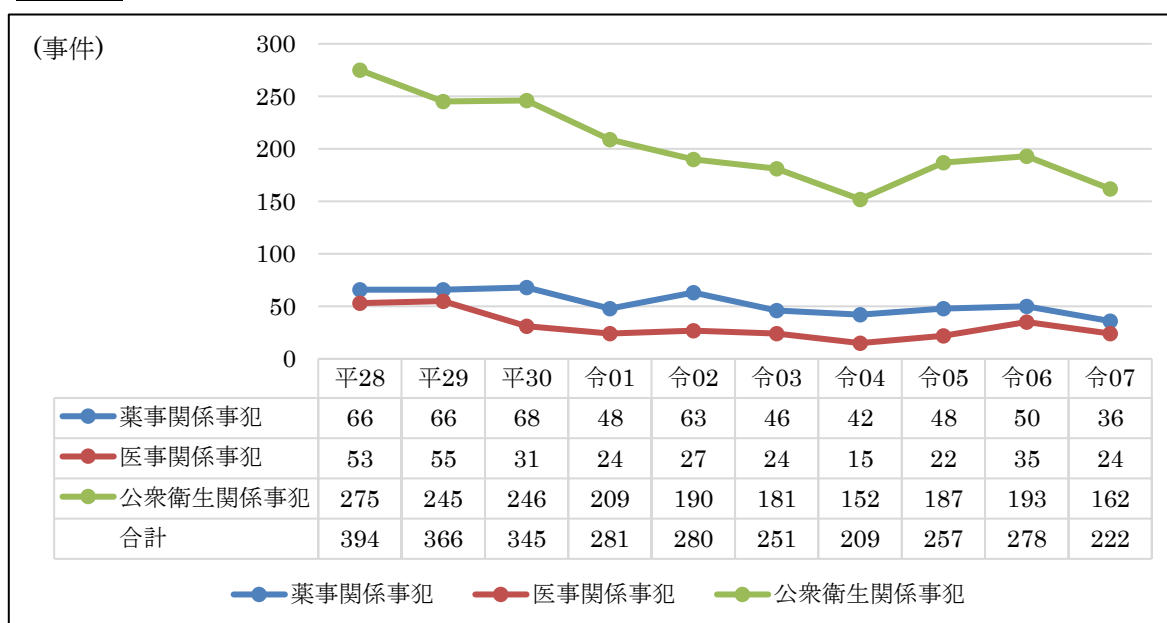
2 保健衛生事犯

(1) 検挙状況

令和7年中の保健衛生事犯の検挙事件数は、222事件で前年より56事件(20.1%)減少した。

検挙事件数を類型別にみると、薬事関係事犯が36事件、医事関係事犯が24事件、公衆衛生関係事犯が162事件で全ての類型で前年よりも減少した。

図表 23 過去10年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 診療所における点滴静脈注射に係る医師法違反事件

診療所を経営していた女(23)らは、いずれも医師でないのに、業として、令和5年10月から令和6年5月までの間、看護師に指示して患者に対する点滴静脈注射の医行為を行わせた。

令和7年2月、同女ら2人を医師法違反（無免許医業）で検挙した（兵庫）。

2 歯科医業停止処分中の医行為に係る歯科医師法違反事件

歯科医師の男(65)は、厚生労働大臣から、令和4年2月から同年5月までの間、歯科医業の停止を命ぜられたにもかかわらず、当該停止期間を命ぜられた期間中に、歯科医業を行った。

令和7年3月、同男を歯科医師法違反（歯科医業停止処分中の歯科医業行為）で検挙した（熊本）。

3 飲食店営業の停止処分中の販売行為に係る食品衛生法違反事件

会社役員 of 男(69)らは、令和7年2月、保健所長から、飲食店営業を停止する旨の処分を受けたにもかかわらず、弁当を製造し、顧客に販売した。

令和7年6月、同男ら3人及び1法人を食品衛生法違反（営業停止命令違反等）で検挙した（大阪）。

4 米の密輸に係る植物防疫法違反等事件

会社経営の女(36)らは、法定の除外事由がないのに、令和7年6月、検査証明書又はその写しを添付することなく米約45トンを輸入し、植物防疫所に届出をしなかった。

令和7年12月までに、同女ら2人及び1法人を植物防疫法違反（輸入の制限）等で検挙した（大阪）。

視 点

《関係機関との緊密な連携による早期検挙と国内流通の健全化》

本事案は、食品輸入等業者が海外から米を輸入する際、植物防疫官の検査を受けずに輸入するなどしたもので、農業生産の安全が脅かされる事案であった。

今般の米の価格高騰を受けて、米に関する犯罪の発生が懸念されていたところ、税関等の関係機関との緊密な連携により端緒を得て、早期検挙に至ったものであり、同種の食品を輸入する業界等に対し警鐘を鳴らした。

(3) 課題と今後の取組

保健衛生事犯については、根拠の不明確な効能等を宣伝してインターネット上で健康食品等を販売する薬事関係事犯、医師免許を有しない者による美容目的の医事関係事犯が後を絶たない状況にある。

このような国民の健康を脅かす可能性がある事犯に対しては、関係法令の所管省庁や自治体等と緊密に連携するとともに、サイバーパトロール等による端緒把握にも努め、検挙活動を戦略的かつ着実に推進する。

3 その他の生活経済事犯の検挙事例

1	職権を濫用して特定個人情報収集したマイナンバー法違反等事件
----------	--------------------------------------

市役所職員の男(31)は、令和5年2月から同年3月までの間、職場に設置されたパソコンを使用して、住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスし、職権を濫用して、個人の秘密に属する特定個人情報を収集した。

令和7年11月までに、同男をマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）違反（職権乱用収集）等で検挙した（埼玉）。

2	法律事務の周旋に係る弁護士法違反等事件
----------	----------------------------

弁護士の男(86)らは、令和5年5月及び同年6月、弁護士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに法律事務の周旋をしていた者から、債務整理事件の紹介を受け、法律事務の周旋を受けるなどした。

令和7年3月までに、同男ら14人及び6法人を弁護士法違反（非弁護士との提携の禁止）等で検挙した（警視庁）。

3	石油製品販売業者らによる地方税法違反等事件
----------	------------------------------

会社役員 of 男(61)らは、令和3年8月頃から令和5年7月頃までの間、県知事等の承認を受けることなく、灯油と軽油を混和するなどして不正軽油を製造した上で、これを軽油として合計約1,800万リットルを販売し、軽油引取税合計約6億円を脱税するなどした。

令和7年2月までに、同男ら15人及び4法人を地方税法違反（製造承認義務違反、譲渡承認義務違反、軽油引取税の脱税等）等で検挙した（兵庫）。

○ 用語の説明

図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、総計が必ずしも100.0にならない場合がある。

1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

(1) 利殖勧誘事犯

出資法(※1)違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講防止法(※2)違反、預託法(※3)違反等に係る事犯(捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。)

(2) 特定商取引等事犯

ア 特定商取引法(※4)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
なお、特定商取引法の対象となる取引の類型は以下のとおり。

- (ア) 訪問販売に係る取引
- (イ) 通信販売に係る取引
- (ウ) 電話勧誘販売に係る取引
- (エ) 連鎖販売取引
- (オ) 特定継続的役務提供に係る取引
- (カ) 業務提供誘引販売取引
- (キ) 訪問購入に係る取引

イ 悪質リフォーム事犯については、訪問販売に係る取引のうちリフォーム契約を伴う点検商法に係る事犯を計上

(3) ヤミ金融事犯

ア 無登録・高金利事犯

貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利受領等)に係る事犯

イ ヤミ金融関連事犯

貸金業に関連した詐欺、犯罪収益移転防止法(※5)違反、携帯電話不正利用防止法(※6)違反等に係る事犯

2 知的財産権侵害事犯

(1) 商標権侵害事犯

商標法違反に係る事犯(偽ブランド事犯等)

(2) 著作権侵害事犯

著作権法違反に係る事犯(海賊版事犯等)

(3) その他の知的財産権侵害事犯

(1)及び(2)以外の知的財産権侵害事犯(不正競争防止法違反に係る事犯(営業秘密侵害事犯、誤認惹起事犯等)、特許法違反に係る事犯等)

3 国民の健康や環境等に対する事犯

(1) 環境事犯

- ア 廃棄物事犯
廃棄物処理法（※7）違反に係る事犯
- イ 動物・鳥獣関係事犯
動物愛護管理法（※8）違反、鳥獣保護管理法（※9）違反等に係る事犯
- ウ その他の環境事犯
ア及びイ以外の環境事犯（森林法違反、建設リサイクル法（※10）違反、水質汚濁防止法違反に係る事犯等）

(2) 保健衛生事犯

- ア 薬事関係事犯
医薬品医療機器等法（※11）違反（指定薬物事犯を除く。）、毒劇法（※12）違反（シンナー事犯を除く。）、薬剤師法違反等に係る事犯
- イ 医事関係事犯
医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
- ウ 公衆衛生関係事犯
食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

(3) その他の生活経済事犯

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯、知的財産権侵害事犯、環境事犯及び保健衛生事犯以外の生活経済事犯（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、チケット不正転売禁止法（※13）違反に係る事犯、航空法違反に係る事犯等）

○ その他の適用法令

組織的犯罪処罰法（※14） 等

- ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ※2 無限連鎖講の防止に関する法律
- ※3 預託等取引に関する法律
- ※4 特定商取引に関する法律
- ※5 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ※6 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ※7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※8 動物の愛護及び管理に関する法律
- ※9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ※10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ※12 毒物及び劇物取締法
- ※13 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律
- ※14 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第5 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

図表 24 最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	46	37	43	49	40
検挙人員	144	106	127	162	97
検挙法人数	8	5	7	8	10
被害人員	132,120	30,549	31,993	86,128	25,392
被害額(千円)	111,018,570	15,710,500	125,954,390	177,602,150	80,887,010

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 特定商取引等事犯

図表 25 最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	106	111	108	113	133
検挙人員	179	251	194	228	274
検挙法人数	25	29	19	38	40
被害人員	47,931	60,190	75,977	41,589	26,671
被害額(千円)	6,342,750	10,236,850	111,462,630	9,768,530	17,100,160

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(3) ヤミ金融事犯

図表 26 最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	502	627	671	639	550
無登録・高金利事犯	85	60	56	70	49
ヤミ金融関連事犯	417	567	615	569	501
検挙人員	598	708	732	710	595
無登録・高金利事犯	167	128	101	127	87
ヤミ金融関連事犯	431	580	631	583	508
検挙法人数	8	3	4	4	3
無登録・高金利事犯	8	1	4	4	3
ヤミ金融関連事犯	0	2	0	0	0
被害人員	117,689	35,298	48,631	22,501	10,225
無登録・高金利事犯	117,566	35,139	48,530	22,407	10,160
ヤミ金融関連事犯	123	159	101	94	65
被害額(千円)	9,403,400	5,547,240	23,377,770	4,480,890	10,250,580
無登録・高金利事犯	9,402,900	5,543,010	23,303,040	4,469,950	10,250,140
ヤミ金融関連事犯	500	4,220	74,730	10,940	430

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(4) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

図表 27 最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	485	458	385	334	308
検挙人員	547	520	468	433	371
検挙法人数	40	25	41	53	41

図表 28 知的財産権侵害事犯の検挙状況（令和6年及び令和7年）

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令06	令07	令06	令07	令06	令07
商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）	222	188	260	195	16	12
うちインターネット利用	179	149	207	159	12	7
うちインターネット・オークション利用	25	20	27	21	0	1
著作権侵害事犯（海賊版事犯等）	65	64	83	77	21	11
うちインターネット利用	52	53	64	64	17	9
うちインターネット・オークション利用	8	5	12	5	0	0
その他	47	56	90	99	16	18
うちインターネット利用	16	27	26	47	4	10
うちインターネット・オークション利用	0	2	0	8	0	1
合計	334	308	433	371	53	41
うちインターネット利用	247	229	297	270	33	26
うちインターネット・オークション利用	33	27	39	34	0	2

注1 令和6年の「その他」には、不正競争防止法違反（36事件）、種苗法違反（5事件）、食品表示法違反（3事件）、関税法違反（1事件）、特許法違反（1事件）、意匠法違反（1事件）を計上している。

また、令和7年の「その他」には、不正競争防止法違反（49事件）、種苗法違反（3事件）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律違反（2事件）、食品表示法違反（1事件）、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律違反（1事件）を計上している。

注2 令和6年の不正競争防止法違反（36事件）には、「営業秘密侵害事犯」（22事件）を含む。

また、令和7年の不正競争防止法違反（49事件）には、「営業秘密侵害事犯」（38事件）を含む。

イ 商標権侵害事犯

図表 29 最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		令03	令04	令05	令06	令07
国内製造		18,256	1,194	1,610	5,051	2,894
国 外	韓国	789	5,858	467	895	507
	中国	60,077	54,076	57,309	63,750	47,380
	ベトナム	184	436	2,117	222	38
	香港	10	0	4	0	0
	台湾	7	142	0	0	0
	タイ	9	4,799	0	0	39
	フィリピン	0	532	0	40	0
	その他	69	427	25	80	0
不明		3,946	9,106	6,263	11,773	2,087
合計		83,347	76,570	67,795	81,811	52,945

ウ 営業秘密侵害事犯

図表 30 最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	23	29	26	22	38
検挙人員	49	45	42	45	64
検挙法人数	0	1	2	2	6

(5) 環境事犯

図表 31 最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	廃棄物事犯	5,772	5,275	5,054	4,719	4,578
	うち産業廃棄物事犯	760	678	654	638	635
	廃棄物事犯以外の環境事犯	855	836	778	724	712
	合計	6,627	6,111	5,832	5,443	5,290
検挙人員	廃棄物事犯	6,660	6,007	5,651	5,339	5,140
	うち産業廃棄物事犯	1,107	914	884	873	859
	廃棄物事犯以外の環境事犯	988	938	862	789	810
	合計	7,648	6,945	6,513	6,128	5,950
検挙法人数	廃棄物事犯	348	329	313	265	345
	うち産業廃棄物事犯	272	252	237	198	269
	廃棄物事犯以外の環境事犯	17	20	15	13	18
	合計	365	349	328	278	363

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、河川法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

図表 32 環境事犯の類型別検挙状況（令和6年及び令和7年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令06	令07	令06	令07	令06	令07
廃棄物事犯	4,719	4,578	5,339	5,140	265	345
うち産業廃棄物事犯	638	635	873	859	198	269
動物・鳥獣関係事犯	488	464	520	542	5	9
うち鳥獣保護関係事犯	150	138	157	165	3	6
うち動物虐待事犯	160	172	182	213	1	2
その他	236	248	269	268	8	9
合計	5,443	5,290	6,128	5,950	278	363

注1 令和6年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（141事件）及び種の保存法違反（8事件）、希少動植物に係る関税法違反（1事件）を計上している。

また、令和7年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（107事件）及び種の保存法違反（22事件）、希少動植物に係る関税法違反（1事件）等を計上している。

注2 令和6年の「その他」には、森林法違反（69事件）、土砂・残土関係条例等違反（12事件）等を計上している。

また、令和7年の「その他」には、森林法違反（81事件）、土砂・残土関係条例等違反（6事件）等を計上している。

(6) 保健衛生事犯

図表 33 最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	令03	令04	令05	令06	令07
検挙事件数	251	209	257	278	222
検挙人員	315	257	319	333	299
検挙法人数	23	17	23	24	16

図表 34 保健衛生事犯の類型別検挙状況（令和6年及び令和7年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令06	令07	令06	令07	令06	令07
薬事関係事犯	50	36	67	73	16	12
医事関係事犯	35	24	59	50	1	1
公衆衛生関係事犯	193	162	207	176	7	3
うち食品衛生関係事犯	13	16	15	22	1	2
その他	180	146	192	154	6	1
合計	278	222	333	299	24	16

注 令和6年の「その他」には、狂犬病予防法違反（162事件）、美容師法違反（5事件）等を計上している。
また、令和7年の「その他」には、狂犬病予防法違反（137事件）、美容師法違反（3事件）等を計上している。

(7) その他の生活経済事犯

図表 35 最近5年間におけるその他の生活経済事犯の検挙状況の推移

		令03	令04	令05	令06	令07
不動産事犯	検挙事件数	22	30	20	40	36
	検挙人員	31	51	40	62	64
税法事犯	検挙事件数	18	11	13	32	21
	検挙人員	36	12	21	61	39
密漁事犯	検挙事件数	248	196	188	156	127
	検挙人員	366	290	279	204	177
通信関係事犯	検挙事件数	168	161	158	111	116
	検挙人員	178	162	159	115	122
その他	検挙事件数	812	844	923	993	1,084
	検挙人員	913	946	986	1,104	1,200
うちチケット不正転売禁止法違反	検挙事件数	10	13	16	18	14
	検挙人員	12	13	24	23	16
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	239	152	189	227	166
	検挙人員	263	161	198	241	174
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	43	39	41	25	22
	検挙人員	47	41	43	27	24
うち航空法違反	検挙事件数	85	79	105	97	107
	検挙人員	91	81	111	105	118
合計	検挙事件数	1,268	1,242	1,302	1,332	1,384
	検挙人員	1,524	1,461	1,485	1,546	1,602

注1 令和7年の「不動産事犯」には、宅地建物取引業法違反（14事件）、建設業法違反（9事件）等を計上している。

注2 令和7年の「税法事犯」には、関税法違反（13事件）、地方税法違反（7事件）等を計上している。

注3 令和7年の「密漁事犯」には、漁業法違反（89事件）、漁業調整規則違反（30事件）等を計上している。

注4 令和7年の「通信関係事犯」には、電波法違反（111事件）、電気通信事業法違反（5事件）を計上している。

(8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策

ア 預貯金口座

図表 36 金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	令03		令04		令05		令06		令07	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	228	222	230	228	516	513	366	360	156	156
ヤミ金融事犯	9,066	6,110	9,009	6,232	9,053	6,323	7,477	6,013	6,610	5,285
その他の事犯	287	286	426	418	311	303	1,835	1,834	116	115
合計	9,581	6,618	9,665	6,878	9,880	7,139	9,678	8,207	6,882	5,556

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

図表 37 契約者確認の求めを行った件数

	令03	令04	令05	令06	令07
契約者確認の求めを行った件数	1,616	1,145	1,078	928	563
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	1,598	1,139	1,061	926	562

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

図表 38 レンタル携帯電話の解約要請件数

	令03	令04	令05	令06	令07
解約要請件数	1,279	1,075	746	668	534
うちヤミ金融事犯に基づくもの	1,278	1,074	745	668	534

図表 39 レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	令03	令04	令05	令06	令07
情報提供件数	467	100	159	70	174

2 相談状況の調査結果

(1) 利殖勧誘事犯

図表 40 年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
20歳未満	7	4	0	11	0.4
18歳未満	0	0	0	0	0.0
18歳	4	1	0	5	0.2
19歳	3	3	0	6	0.2
20歳代	201	119	0	320	10.6
30歳代	178	157	0	335	11.1
40歳代	300	203	1	504	16.7
50歳代	360	269	3	632	20.9
60歳以上65歳未満	212	132	0	344	11.4
65歳以上70歳未満	148	91	1	240	8.0
70歳代	254	146	0	400	13.3
80歳代	65	61	0	126	4.2
90歳以上	2	4	0	6	0.2
不明	56	33	10	99	3.3
合計	1,783	1,219	15	3,017	

図表 41 高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	不明	合計
高齢者の相談件数	469	302	1	772
高齢者の割合 (%)	26.3	24.8	6.7	25.6

図表 42 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	163	5.4
3日以上1週間未満	186	6.2
1週間以上1か月未満	634	21.0
1か月以上3か月未満	612	20.3
3か月以上6か月未満	163	5.4
6か月以上	508	16.8
不明	392	13.0
金銭の支払いなし	359	11.9

図表 43 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	1,091	82.7
自力で解決しようと考えていた	118	8.9
警察へ相談するのを躊躇していた(複数計上可)	29	2.2
どこに相談したらよいかわからなかった	19	1.4
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	49	3.7
その他	14	1.1

注1 理由が不明なものは除く。

注2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

図表 44 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	750	54.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	94	6.9
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	5	0.4
他機関から警察への相談を勧められて(他機関からの引継ぎを含む。)	135	9.9
家族、知人等周囲からの助言を受けて	187	13.6
金融機関窓口での助言を受けて	64	4.7
その他	135	9.9

注1 経緯が不明なものは除く。

注2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

(2) 特定商取引等事犯

図表 45 年齢別・男女別相談件数

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的 役務提供			業務提供誘引 販売取引			訪問購入			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	8	5	0	18	13	0	1	2	0	1	1	0	0	1	0	6	5	0	7	2	0	41	29	0	70	0.5
18歳未満	1	1	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4	1	0	10	10	0	20	0.1
18歳	4	0	0	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	4	0	13	0.1
19歳	3	4	0	9	5	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5	3	0	3	1	0	22	15	0	37	0.3
20歳代	149	87	0	91	83	0	18	17	0	38	19	0	8	16	0	37	58	0	38	39	0	379	319	0	698	4.8
30歳代	211	137	1	114	100	0	32	19	0	2	10	0	1	3	0	24	48	0	67	58	0	451	375	1	827	5.6
40歳代	269	257	0	175	182	0	50	73	0	8	6	0	3	8	0	23	32	0	99	152	1	627	710	1	1,338	9.1
50歳代	354	411	0	250	231	0	108	143	0	8	6	0	4	6	0	30	22	0	166	268	0	920	1,087	0	2,007	13.7
60歳以上65歳未満	203	244	1	111	86	1	63	86	0	6	3	0	3	1	0	12	4	0	102	147	0	500	571	2	1,073	7.3
65歳以上70歳未満	194	236	0	106	59	0	79	98	0	1	0	0	3	2	0	5	5	0	97	122	0	485	522	0	1,007	6.9
70歳代	575	780	1	148	157	0	265	296	2	4	3	0	4	3	0	3	2	0	197	457	0	1,196	1,698	3	2,897	19.8
80歳代	486	841	1	56	99	0	207	339	2	1	5	0	0	1	0	1	2	0	153	534	1	904	1,821	4	2,729	18.6
90歳以上	90	156	1	5	11	0	48	77	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	40	115	1	183	362	2	547	3.7
不明	269	320	57	71	68	12	102	111	5	6	5	5	1	5	0	4	6	0	150	248	22	603	763	101	1,467	10.0
合計	2,808	3,474	62	1,145	1,089	13	973	1,261	9	75	60	5	27	47	0	145	184	0	1,116	2,142	25	6,289	8,257	114	14,660	

図表 46 高齢者（65 歳以上）の相談状況

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的 役員提供			業務提供誘引 販売取引			訪問購入			合計			
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計
高齢者の相談件数	1,345	2,013	3	315	326	0	599	810	4	6	10	0	7	7	0	9	9	0	487	1,228	2	2,768	4,403	9	7,180
高齢者の割合(%)	53.0			28.5			63.0			11.4			18.9			5.5			52.3			44.0	53.3	7.9	49.0

図表 47 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3 日未満	1,135	7.7
3 日以上 1 週間未満	621	4.2
1 週間以上 1 か月未満	798	5.4
1 か月以上 3 か月未満	328	2.2
3 か月以上 6 か月未満	138	0.9
6 か月以上	227	1.5
不明	453	3.1
金銭の支払いなし	10,960	74.8

図表 48 警察に相談に行くまでに 1 か月以上要した理由

理由	相談件数	割合 (%)
当事者自身が被害に気付くのに 1 か月以上かかった	384	53.9
自力で解決しようと考えていた	150	21.0
警察へ相談するのを躊躇していた（複数計上可）	24	3.4
どこに相談したらよいのかわからなかった	38	5.3
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	91	12.8
その他	26	3.6

注 1 理由が不明なものは除く。

注 2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

図表 49 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	295	39.3
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	31	4.1
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	4	0.5
他機関から警察への相談を勧められて（他機関からの引継ぎを含む。）	100	13.3
家族、知人等周囲からの助言を受けて	149	19.8
金融機関窓口での助言を受けて	21	2.8
その他	151	20.1

注 1 経緯が不明なものは除く。

注 2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

(3) ヤミ金融事犯

図表 50 年齢別・男女別相談件数

	対面			非対面			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	16	5	0	32	23	0	48	28	0	76	2.2
18歳未満	3	0	0	1	2	0	4	2	0	6	0.2
18歳	0	0	0	4	5	0	4	5	0	9	0.3
19歳	13	5	0	27	16	0	40	21	0	61	1.7
20歳代	28	21	0	530	194	1	558	215	1	774	22.1
30歳代	50	21	0	459	150	1	509	171	1	681	19.5
40歳代	53	30	0	416	157	0	469	187	0	656	18.7
50歳代	38	23	0	323	142	0	361	165	0	526	15.0
60歳以上65歳未満	23	9	0	119	49	0	142	58	0	200	5.7
65歳以上70歳未満	24	24	0	53	36	0	77	60	0	137	3.9
70歳代	19	15	0	55	31	0	74	46	0	120	3.4
80歳代	10	5	0	6	3	0	16	8	0	24	0.7
90歳以上	0	1	0	2	0	0	2	1	0	3	0.1
不明	13	10	5	188	58	30	201	68	35	304	8.7
合計	274	164	5	2,183	843	32	2,457	1,007	37	3,501	
	443			3,058							
対面・非対面の割合(%)	12.7			87.3							

図表 51 高齢者（65歳以上）の相談状況

	対面			非対面			合計			
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計
高齢者の相談件数	53	45	0	116	70	0	169	115	0	284
高齢者の割合(%)	22.1			6.1			6.9	11.4	0.0	8.1

図表 52 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	132	3.8
3日以上1週間未満	124	3.5
1週間以上1か月未満	466	13.3
1か月以上3か月未満	319	9.1
3か月以上6か月未満	165	4.7
6か月以上	458	13.1
不明	1,039	29.7
金銭の支払いなし	798	22.8

図表 53 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	36	3.5
自力で解決しようと考えていた	664	65.0
警察へ相談するのを躊躇していた(複数計上可)	128	12.5
どこに相談したらよいのかわからなかった	21	2.1
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	134	13.1
その他	39	3.8

注1 理由が不明なものは除く。

注2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

図表 54 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	571	53.4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	2	0.2
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	5	0.5
他機関から警察への相談を勧められて(他機関からの引継ぎを含む。)	115	10.8
家族、知人等周囲からの助言を受けて	117	10.9
金融機関窓口での助言を受けて	14	1.3
その他	245	22.9

注1 経緯が不明なものは除く。

注2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。